急用間合即座引

節用捷径
字引懐中

右乃書ハ字を急用ならハ直に極てやく成候ハ其沢山見あそ
世間に有来る節用集たとへハ老人棲紅の字 ろ の
内ふち尋ルにいつミのいや知レ不申候 僚害 懐義の字 は の
内にて尋ルにいつミふ有るいや知レ不申候 孝行弘法 光明 か こ の
内いつミふ有るいや知レ不申候 右の新仮名を合てよむ字ハ字を有所
まぎらハしく二所三所さがし候て尋ル 此度右の新十九門に分
新分仕 ろ の次へ ろう は の次へ はう と新を出し其字を集申候
新義おもむき安らか 懐 僚 害 名ら 申候 ほう の新を出し
下々人を即座にて尋ルに中に其外の字も大の格に従
太子外やく字の引ケに中ウんに仕ル 本

新板字引披露申上候

日本歳時記巻之六

冬

漢書律暦志に曰く冬ハ終なり万物終蔵すこれハ万物の終り蔵る也〇和俗に冬とハひゆと云こゝろなり天気さむくてひゆるなりひとへにこれを通す

素問に曰く冬三月これを閉蔵と云水冰り地坼く陽を擾す事なかれ早く臥し晩く起て必日光を待つ志をして伏するごとく匿るごとく私意あるがごとく己に得る事あるがごとく寒を去温につき皮膚を泄す事なく氣をして亟奪ふ事なかれ是冬の氣に応して蔵を養ふの道なり是に逆ふ時ハ腎を傷ひ春痿厥

とかくなまりのものの
千金方にいはく産婦に氣閉血氣伏氣の有る人
を又男女共に汗とわ湯をとり散ます
月令廣義にいはく産婦男女共に寒服とあつめまろ
事只の腫物にはしてはつ大に換られいるのゝ
眼疾瘡瘍難病とう生ず
壽世保壽書にいはく産婦男女共にあつ腫物の八外
風気に久しくしてやめされば血と換す
金匱要略にいはく産婦手伸て外せば二分腫なり
又産後七義にいはく産婦の表被と云て外し大に

腫なるに腫気と時目とたり氣と性にくるに猛毒
とおせを病ず冷酒鉄石等と枕とするるかゝ生
人たして眼腫うむ
月令廣義にいはく産婦門と出り時は必盃酒
を飲く産婦邪と毒をあくむと又
するり産腫といむ物生にいはく産婦毒
多し晨産服して これと和るかられむう
又肅粥衡馬均とゆ産のこと人霧と換して晨に
りまるに一人を病し一人を逝す妻
あと産婦るに死すものを産後なり病せ死ハ

已上食べ過ぎたるものの為に悪をなすものは酒とのみ
なれば酒のしこりとなる又俗民貧窮の人は大小麦ささげ
なくつと出るを麻油とは用ひず麦をもて耐とす
雲度七載よりそく大雪れ中既見ふる雪しば〳〵降て外
漿湯といふく浸清なるなれ　漿湯みくたひ或は大豆あるいは拾くれ拾つるすりはし
ひへ〳〵湯ふくたひ　又麦を氣よりたくて海くろれまず漿
湯漿食と食べり次ぎ〳〵て食物とす〳〵
金匱要略にいはく冬月乾羊肉食べ
妻出産書ふいはく冬三月臓味は食物とすべき
食物と婦〳〵て人氣とす〳〵

如草にいはく冬月多く蔥とくらへ人をして病成
安しむ
月令廣義にいはく冬黍と食べ漿性は物なるべ
麦と治とるべきなり
冬中黍乃作すして古廣人いはあるは物なるべ
事といとなるべ〳〵
冬月用法之源始修完宇廬墻垣之類皆為事業計
法是一歳之事洗終刈復慮其始也呂氏曰洗成今黍之
紙又慮其黍之始有溺之弼易始而終而妃世天地生
不寒之道而聖人體之以精貴化育民妃終万物之意也又

富かゝる法編を再び古人と友とする人も牧の世間
とゝくちうと勵ます人〻書を出く抽都に帝
人乃精神をあつまりてちうこうの時あくはと先ま
たぶよう絶えを消るれい慨嘆をへうこの業遇のこ
紙と用く書紙強へしといひそい年代絶へとうをさき通
國法ようこ時務農而一時講武とかうとれい表を耕し文ハ
耕秋い收つ家家人清なりたく冬きいとはあるゆへあ
いうへを云と書よ富士のハはといく農へよ
を武道と神〻とうやう文道乃法ようこ農ようこ清曜威
中原こ伝うを代事とそう

十月　節と云ふ中と云ふ小雪と云ふ○十月の異名　陽月
良月　律と雅楽と云ふ○十月乃初めと終りを月と云ふ天下
乃ちうくの神出雲に國ゆ行くことを國ゆ神なさゆ行くこと
し月と云うと略せるすし奥風抜ようまを世り伺林を要抜ようを書
ようを神を月を神を月と云ふ又神月と云ふ神を代濁ようを神を
神〻ようを神これよりつゆ行よううをうをうをうを今雲
乃人ようを神ぬれハかの國ようを神を月と稱すようをうを云ふこの
月天下乃諸神出雲に集まりて神事を行ふ故に神無月と
號とをけ神ようの紀ようを記れ人きを云ふ神無と
くるれとを云ふきうやスト紀ようを法神廟御乃月なれハ神
月と云ふ法神と伊勢御乃月なれハ神
なんを陽神廟御乃月のこと
月と神事月と云ふ法神乃月なを用ひ人〻や号作曰此
月と神事月と云ふ法神乃月なを用ひ人〻や号作曰此
例すの鬼を法れ霊なり鬼神と神なくを祀乃
を祀乃法を春地人和修ようを地にと例乃鬼なり絶とせ代と例し
紫苑と云ふ花にと例をろ〻ごとし陽ハかをなり神なり代ハ流れみをと
を湯をさして冬ハ神を月と陽なを月なれハなり取人邦ようく
これと陽月とのをまひしハ純法乃月と云ふ陽ハをを月ようを絶ようを
事と云ふをあをんうを代なり○武人代いをく十月の御　知朝ようくこれと
上巳と云ふ十月と上巳月と稱ようを月と稱ようを月と稱ようを代

朔日　ものうるうて之今日燈爆竹とて民間ほどこそ
酒のこと食とをひたのしむ事ことやをそれ初なまい
ものゝ〳〵めをそれと陽をことをあん今をは日初を燈くと
はるく人ゆく燈爆八をことをこれるうや

呂氏春秋曰孟冬月朔沃酒乃爇脂肉於
爐中周生烈曰俗間之燈爆て蓋義録曰十月朔有司
進燈爆庶民間皆置酒作燔爐會

○古例をもこゝひ今日考妣先祖乃墓所と称すゝ〳〵元
又毎年祖の墓と称とをゝ〳〵あるゝと交〳〵たとをて
たゝとゆゝ毎年をもをゝ〳〵ゝ地をゝ〳〵ゝ弥生ゝ

二洋ケ〳〵しりろうこの日弥生二日とをゝ弥ゝ
会堂をゝ天ゝ之ゝ弥ゝ所ゝ所ゝ所ゝ所ゝ
おりむとゝ分弥の地れゝぶむとゝ日時ゝ弥ゝ伏弥乃事
なをゝ会弥をゝ

拾遺記曰孫墳幼十月一日祥之感雲霧也之食別
又況常祭之供食別祭之供食曰孫墳五十月
朔日展墓ゝ可ゝ為仲本初生初死富貴貧賤曰韓魏之
十月一日墓ゝ夢義録曰十月朔都城士庶皆城
賓墳禁中車馬朝漢如寒食節○荊楚志十月一日
郭中風俗皆祀稱祖先祖先蓋告孝義之

初午　稲荷日供と称して食事の事なりやけうを上代京
の日内親王より出家なりとあさくれ申さるる
うつぼの京精米にて餅の名なり　表こさうの根源節
但記無略なりしたへうり
石事なる　又京にて乃饂飩の粉と合く他の七種の粉とを
風勝之
大豆小豆大角豆胡麻栗榧糖なりと書年暦に乃人民
うり出事とあるようけくは日民乃ようまて饂飩と
繁てらるる此事いつの比よりてはるとも定たる
延喜式にの出れい供物にたりあるしるとこへうり出安
此年洛陽にて大邸記邪を師匠なる勤人とまいら
いろ出て　市朝のはうとうたりかすうの市書

市記とのをうりたの部くへ歌林四季物語のい伝乃国
りけめくれこのりらぬとてうりしる国史す
伝乃倭代平化のすてるとのはくるあるかりて二
とあれ月乃事なりとやるあるこうを
十月いこれ月うして完乃用うるのいまと一年の
月れ教うこうはすいて生くくくはこうた
まくいくくき物なれいけくくこれ事をこなるり
伝りるうこいて記さうくるつくへたやこうかさ
しとたるるりたのれもつ年他天皇の御うよ京代日の伝
まりしるる日本紀なとあいれ又掲略皮事とうる

書と見侍りし事ハ天宝二年十月廿日経文なり
ひらがなにかきぬまゝにこれ又あり侍りし文なり
まいく國史なとにもとゝまれしかれとも多くもれ
ぬるなり　源氏物語よりはじめこれ　いくつりまいて
とかの世ハ書の日月経の部とおもひをくなり
物すること月令廣義に立の書と引くこと十月廿
日解とかくハ人をもて病なりしむ又紙補部
花宴ふもかく書なり　これをもて源氏
つ〻たゝ人のかくこと多くまとうもはしり
かれとかくこと婦人如なのたりれなり

十五日　下元の節と号ス　源氏四月十五日と上元と　七月
十五日　中元　十月十五日　下元　これを三元
と号ス　乃家乃祝なり
晦日　沐浴
七月　盂蘭盆　これを施餓鬼と云　和語に何なと称ス　月
令廣義にいく國俗立春より後十日と入梅ハ
雨ふる　孝経珍名　元文抄
号伝曰　これ又朔日とふく元りて議する事
祓なりて　祓流なり　天仁

八月紀伊と取て投たる都成帯につゝぬさこへ巻て糸と
むすびて日に照し乾て皮をつゝ皮をとり実を包て
貯置し又梨子と称し一生し梨子と称し洗梨子と
数顆巻とゆく梨子一顆ゆさしえさこの方
酒宴ある時不久玉ゆ久しく塩の風をもて蒸りゆく
月今度報て足えさりて又接ぎ立て長
薑と充てさら蕷蒟に捕て紙に包て接ぎ不久玉
入て深て土中に埋て接と巻て捕て
又ひとくすゝしと居て勇て足えさりて又梨子
と添て ぬれハ久しゝて接ぎ次又拾郷お歳高

梨子と数玉て蕷蒟とゆくゝてゝて梨子の付合さりや
うにとれハ年と絶ゝ接ぎ立てさり
八月乃末蕷蒟の中実ゝたりと藤とすゝ十一月
よりてれハ中屋ゝてなゝ
○蕷蒟醃乃法　蕷蒟千本 細粉一石 麹三斗 塩三斗 紫
先方根と皮を日日ゆ方り乾後細粉と塩麹と乃ゝ
合せ桶乃底ゝ敷き蕷蒟と麹べをゝ重ゝ又粉塩麹
とゝ乃如ゝてをめ上をゝゝ ひ法久しゝ塩ゆ
○又法 大なる蕷蒟千本ゆ塩三斗入地ゝとけ
たれゝ時用の先より塩多ゝれハ ゝ又ぬかし

たとえへ(うゑ)し

○又法　蕪菁とうく法ひこりをとり毎枝穿と地ひ
菜ホのあるこかく後さつとあくひ水ぎたに漬る
蕪菁一てんかくべ塩と蕪菁おこのかくようこと二
麹とふるめ此底こに漬物とりけまへ又たはく
法きこ後ま酒ノ糟ま米粉塩とつきまたの大根と
ふたく法ひ粕ち附漬ら尤よし
此月ま竈を修繕すべし
此月梅ぼの紙熟四ろこと成日ま晒し菜こ又ま
漬ものこす但菜ま白のこのにのこと用のあま山梅ぼと云

又月金廣義ま白く十月ま梅ぼノ熟ぼとをくひ晒
紙しまま三月ま梅ぼくうねうあるして灰土をく
かひ赤とうのこくし次年梅し栽生八宜
して実と結ぐとこ又月ま土赤ひとす
元紙畫譜ま白く十月芙蓉の月紙枝と一尺ノ
ま土ノ日ノ白くま紙枝とかくて二ノ丸ま多くうつ
至正月ま白ノて根ま土すこと水通林下ノ土ま地
にても白ちうのまこへ活ま土ノ白ちうのまま前年卯
紙とこうこうてま紙しこ赤ま山月ノ白ノてまま
ま白ちうこ白紙ま元本筆蕪ま紙ノてま筆ま白ぬこと

八月中より楓樹なと紅葉多しとて盛なり此時分
年により平よりして遅速あり義候とて出れて
十一月上旬ゟ雪降るまて元紅葉ゟ雲に
紅葉をさけりとうはり一時はなくの華麗はへ
一幾日ゟ紅葉の名とひ一平生と今度
平生紅葉ゟいとく紅葉ゟ紅葉ゟ吉野に紅葉ゟ
五色紅葉ゟいとく紅月猴帽と載くまきなられ服成
紅やせい眼暈ゟ疾るの
八月茅とくくいたに蓋ゟ猪肉と食すなられ椒と
くくい血脳とゟ蛭ゟくくい漢嗜多し一番て

うしれしら熟業とくくい西瓜多と失りむ猪肉と
くくいゟ事とうとうゟと月令廣義ゟ乃ゟくうゟ出
藤と食ゟなられ鮭肉と食いゟ家疾と為す也
来ゟ古無義書ゟ古ゟ也
十月ゟ古候ゟ一水妃冰ゟ二地妃冰ゟ三雉入大水
為蜃ゟ五ゟ候ゟ四虹藏不見ゟ五天
氣上騰ゟ六地氣下降閉塞成冬ゟ六ゟ三候
立冬ゟ五日ゟ十二月出ゟ十ゟ秋五十ゟ引十ゟ中ゟ5ゟ小
海反射 月令廣義

十一月

義と云中と云〇十一月孔夫子仲冬嘉月
俗月 律と黄鐘と云〇十一月の和名を素月と云
素月とは月の白雪と云ふ心なるべし
と異なるべしと

朔日 周の代天子の月を用ひ給ふ故に今日を
なつち月とは月の白元日なり天子正月を用ひ給ふ義
とこれなり

冬至 十一月の中なり三伏として一陽法後の冬二陽
陽氣始て動ずこれ冬日なり八月の中より八月の中
冬至迄の一日を数て法まもるべきなり
是なり又数もさるべきなり又数もさるべきなり
冬至を三候に分ち今日一陽来復して後陽氣ゆく
にも一日も早くなり陽氣始て動ずる時なれ
て分動を分て次安部にして微陽と数て閉戸数
日にしてこの事に行ぶべし人にあり又奴僕と分
動ずるなり

易曰雷在地中復先王以日閉関高旅不行后不省
方白虎通曰此日陽氣微弱王者承天理物者率天下
都不復役使助微氣衆物也伊川易傳曰陽始
生甚微安靜而後長者復之氣曰先王以至日閉関商旅
曰一陽初復陽氣甚微不可勞動

○今日奴僕と雪一寸人奴僕雪を打て陽復と雪より

〇又先祖考妣乃墓参みを終し茶酒とろ〻人新
果とをそへ
〇冬至乃日[illegible]過汲火ハ瘟疫と書と綿屋書祝儀
右之乃人〻こゝ[illegible]と[illegible]こハ本ともとて火ととろ〻
杖子美ら冬至乃祝
天時人事日和俗冬至湯生姜入赤刺綿五級流弱
線吹鼓六爻動乾庚岸宕位脳將鮮梅の玉掌術文
歌敬梅玉拾石殊郷國矢敷兒旦夏堂中抓
〇冬至の後十日房事と云へしと[illegible]人〻
此此い人分代氣と物〻くひろ史かてくらぢて泄と云

いく〻本表發生代根本とすへし表同り云冬不益精
表発瘦疲すし又冬至乃後冬十日は嫁娶すへ今[illegible]
十五日　孟子の年也一日乃[illegible]　農経考云孟子周報王二十六年正月十五日辛巳即今十月十五日
晦日　休浴
爭り代國乃農民代月乃初代丑の日四郷と爭りとて酒食
とろ〻人〻その服とるもちて男女ともつまりて饗宴し人〻
さい〻事ハり色いろの比りとそしまりろんさ[illegible]
賊乃男織の如き代國乃のこひて代[illegible]代述
と爭るしい〻事と為〻[illegible]事掛りふよ素稽とつ〻て
如こ耕作代るゆと為一日ひし[illegible]農民今世ハ公[illegible]

下の九國神を神農氏といふなるべし これハ神農ハ人身牛
首にして八歳九月にゝあらつまや山て年とおなじく田の氣
なるゝ此月ゝ此祭をとおこなふハ農事既ゝ終りて嘉れハなり此
蜡法を報ゆと記したるべし
これハ公田神と祭りを古礼ゝ近しといふべし
笠翁鄙語神農初為田事。故以報之。これとかく
杜氏通典 のいはく伊耆之代始有蜡祭。以伊耆
氏子有使之所據之是報田之祭也 其神曰
八蜡ゆへにやまとく祭りゆるをあらうかゝりゆる紀事しゆれと
けふよいはしるさ先嗇と郵駿
宴ごとを追ふくるの始をと忘れさるも民の陋ゆへ それ近世
事あれハ天子乃礼を備へし日月の祭をとゝのへ丕顯の
乃言よりまのひて世礼乃象ことを淘ゝ法すまハ乃此
立ち天地盈満たるべし 此事等ハ国の季ふるく能示

みハその名けたる也とりや但國よりかくあつまりやまを
らんまろくしいふも十月ゝ田神を祭る事ゆうもうぞ
されハ事物紀原ゝいはく十月ゝ農功畢里社を立酒
食以報田神因相飲楽也 世說燭子周人之蜡云
これをもつてみれハ此国乃風俗ゝおなじき事ならし
此月蜜橘金橘柑柚を実すべし 凢橘類乃収ゆうき十
月末ゟ此月初ゝかけてさうと不らく 暮ゝ全く熟せざる
時先ゝ小刀をもつて橘の実とよく六分ぐらゐ切口ゝ
なけて蜜ゝ漬けるに入てゆゝむくる滓を絶るを
おり竹をもつて棚を作りおさまるすゝ下のあすたる棚の

上より能々拵をさしてそよりて搗と付合さうやうに也
時々ゆ掛とかけのべて右其こくをとへ上ゆ風あれ
ひたとして一夜あれば時々あしをかへしもとさいて
解さうとすとしとしはじをれいふ月八日まで搗
よく熟しこうはいられいふ久しくなせしまさしかのこう
こう時更へし正二月まていれの破味ほれしこの月
ゆ出さく味ようし美掛のようとハ月をそれいと加下
て治り付合さくこうやとしこうはまとまけ浸熟
とまして可くやあり相抽合搗と物ゆを物ゆ相色
寒搗より物久しく拵也元搗鄰と物ゆ出酒家

ゆ有ようこうゆ米よりまつくへ上くへ次又拵鄰れ藏志ゆ合
搗と物ゆ苦芝其中ゆ入重ゆ久して拵也ゆ相を
物ゆ出やき物ゆ入能さうゆ酒酒とゆく切ひてよりゆ
又抽解ゆ合搗へし等を裝し貯へし

○抽解ゆ其製法　抽の皮をそれ方とをくくりぬきあり
こと去　ひろく口とあれハあしのうりさを座のように波ひきて
好まゆ等と能さうして加糖とうさ粒をゆ合也胡麻胡椒
椒実あと入をくこそよまゆ合也或もら米乃平粉
まして色いのうしてうひ事蜜三分一ゆくいくすり合
て尤よし　或辛さとこのまい加糖と
去て胡椒生薑等と加へし　古其こそと抽其内へ分粒

入蕪菁をくむし能熟しとり酒取かしはのかり経て
かたちもとり方酒よく熟とりけり日数日かず重ねて
能こなれよかりてとりすてすきつくる入れくし風味甚よ
ほうて重へし元柚しるい柚を加へ酒へ入れこと
くくあんかをたれくくをくよう
○金橘へしの法　金橘の大なるを取醤油にてけ
ていらさよあけこの日かくはるかりして壺へ口をよく
封し風ひるをやうふ收重へし
○大柑蜜の法　くあんかをとこ醤油をくけりさねと
さり法をこの二酒りよたくを壺ふ入ふたをして封重へし

○松へしの法　松はよくくこと完とあけこと醤油をくく煮
しめはよかりて貯重へし

六月蕪菁を多くたくくへて冬まで用ふ法
一二寸のうして茎葉方と切をて苞へ屋中に納重
式苞ふ入ふ土をさらはさらにうつを高麗かからぬやう
よとををくはかへし茎をとこ去ふ入蕪をとりて其苞
と切へ沢蕪法をされ入乾ぬけくくつく完庫をかり
又六月若と蔓菁の根と多くかりて貯へ出くくつく
ぬさくくかへし蕪菁かりしるに喜きされり初入蕪
ハのうたつうさけ至二月の法はるかりて壺へ收口と

用ふること久しく落ることなし又此月若れる葉をとりて
よく乾かし蕎麦ハ葉を多根たゝ脯とし又菊と蓮
葉とを茶にして飲ふ能法にて一日ほゝ切麹の塩と
まぜ入れ漬ること蘇とする又書記に漬ることよし
仲冬之月采頽蕪菁
葵等紀之ゐ醎蘊とす
月令に此月也可蘊玉澤湯泉生蘭芷奇草
必掩身欲密室六畜孕育形性事欲靜
澤潤之不定
月令廣義に此月冬ものゝ法多中月葉末と猛毒ゆえ
益天地乃氣閉塞して陽生氣とうあるかれらと死

竹とうゆる事たとへて毒せて此猛肉と
此月亀鼈と食へゝ次人なとして毒
こゝハ氣とうとうゝ脯蒼ハ肉とこゝ人として毒
こゝ此生薬と多くこゝ人ハ沈嗜多こゝ此やまり
て用のある法物とこゝ事ゝ此書と称
戸雲と生す沸瞞とこゝ事ゝ毒ハ陽法癖
とうれへこゝ生葉と食ゝ此れ宿疾とこゝ
生薬と食事ゝ沈嗜多こゝ此ゝ此ゝ
脇消とゝ此ゝ此れ此ゝ焙ゝ月食ゝ次月令廣義
此ゝ此書
多ゝ此ゝ

十一月の六候第一路旦石嶋第二鹿垣交第三荔枝
挺出 右大雪氏三候なり第四拙部結第五鷹
角解第六水泉動 右冬至の三候なり
冬至昼三十七刻三十分夜五十二刻二十分 六雪氏
芸術及射 月令廣義

日年案時紀巻之七

十二月 節と小雪と云中と大雪と云○十二月の異名 季冬 除月
歳月 終と大晦と云○十二月乃初めとなるひとつ年の終と
ひと人佛名と称とあるひ終とよま世年迫世ゆ 故あるひ師走
とゆ世ゆ 奥仮抑之乃冬てり冬の候日ゆ六月ゆ六月ゆ六月ゆ
月ゆれいたるゆとゆ六月ゆ六月ゆ六月ゆ六月ゆ六月ゆ
年後乃間ゆ日程ゆ日ゆ日ゆ日ゆ日ゆ日ゆ日ゆ日ゆ日ゆ
いとゆ師盟と称するい 世俗ゆ月と称月とゆ月とゆ月
附令氏説なるべし

朔日 殷乃代ゆ建丑氏月と歳暮と世ゆい今日ゆ
殷の正月元日なり 四保こ北日と云又元日
ゆゆゆて儀と祭ゆ行ゆ事ゆ乃ゆゆゆゆ
まゆし事ゆゆ年ゆ乃事ゆ朔ゆを動く
ゆゆ人ゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆゆ

八日もろこしにて臘八と云今日竈とをのく自祭となす
へ一案財記に十二月八日粥を臘粥と云竈神と行事
案に竈とをつるをもろこしの風俗なり
掃部頭氏の風俗通に顓頊氏子有り黎と云ものこれ
祝融となり祀て竈神とすと有り是れ人を病
こしなへ八祝融と竈神とすなり又嘗事記に
無庚申無庚申無津耀神は二神を今の人れをる竈
神なりとあり是れこれをれいち我 國の竈神と
○今日水と酒と壺もとに入辨重し救人分る
臘日 辨水来年治一切疾病裝飾食臘八日水

龍神たりとあり
十五日釈迦佛涅槃日なり破邪論に周穆王五十二
年二月十五日佛涅槃とあり周代を十一月とせて
案ずるに夏の二月八今代十二月なり是れ今世二月
十五日とするは佛滅日とすなるべしあやまれり
○上旬或中旬の中臘月の節に多く米と春
辨へ一に云ふ正月の用とすしもろこしは冬春米
こそく臘日に米と春こく辨重事なりとそん
范成大楽府序曰余居石湖絶無四果得果子
十変採其餘食賦一詩以徴風土其一冬春択臘日

春米為一家計多張杵臼臼中畢事。花之土

産金平絶年不殘名名春米 出手事 又類聚

○十五日北後屋中乃煤塵と掃へ庭塵と掃に

世人多く彼日と云て恒例とす然れ共風名氏類伝

是に彼日に掃とする日乃後風俗なき所日と用

聞書に藻志を引て臘月廿四日毎家掃塵也と

あるは年暮の事なるべし又彼日と掃とこへう

二十日 北日後ノ多ノ事と云ノ所ノ日と掃ます 図

みく面に切りは又繰繰みく煤と敵いし為帽子と是

せきごろとひて是とくの彼岡とうこひ舞ひう

くるあり世にこれとハ年毎ごとハ年毎ごとの

部鄙共に是事なり

○下旬北四郎戚に拾て巣籠と賀す又三月の

頃北輪寒力弧猫寒風若氏者ふも彼力に注て妹

拾と賜へ〳〵或彼に尊く思ふ人師傅と為ふ

人彼分及ぶ人乃病と癒せ〳〵醫師なきを

治くあつく拾とそへ〳〵跡落なる人りに成ふ

を輪くせんと為くせんとこうこひて決し〳〵

はくし〳〵鄙吾なる人りに成鄙吾かれい佛義絵れ

すん人偏とあつく〳〵因病とめぐむ事なるす財と

とゝそゝりにたくもりてゆきさへなる
ものなりはるの雪はけとうく日ゆきへとなる

風土記曰呉蜀風俗歳晩相與餽餞之餽粟又蒔蘿
餽粟餞曰大功先已將粟事以告彼歌曰吳
假拘不強貧山川險峻雙兎附家人事事無殊補光數
歳魂不
敢微數出春磨官居故人如里巷佳節過之歌粟
風猶唱美人和これとゝくとはれいかゝ中ゝ粟書に
拘と歌風に美ゝ人和とゝ送ろうまとゝ

○又下旬の内年忌として父母兄弟親戚と餐する事

なりこれ一説乃事なくあるこゝろ
稱ゝ聯別粟餞曰友人遠千里懷別尚遲遲人別
不復粟別那可追向粟安所之蓬矢一懸已遂
東流水赴海復奈時東都洛初熟西舍三城上肥豆為
一日歡慰此寒年悲勿嗟蒔粟別與彩粟辭去
去勿回顧還天老與衰
食お邊呼ゝ別粟ゝ行り餞國粟
三ゝろよ
又稱那代醉編ゝ
回激數山者代張と考ゝ見れいまゝうゝ
ゝ説とゝしきゝ
乃為ちなり

○此月下の午の日にくすりとして上膳をぬけよと
製と一色をちらすこと一年の百節のはじめ至て流
行にかしして焼その灰と苞よりくすりとなすなり
二十六七日　此頃醤と製すべし此日より初て醤を
よのつねは大きの節の間より別に醤を作り今日は年始
に用ひるのことと製べし腐敗して醤を製すべ味
美にして久く蓄へ其性和方あり然る薬物より
用ひは数多く歴古堅強方あり是醤を製すべし
須但大豆は用ひ製してをその製作り味清
は米にやりくりあり元醤と製すべしよみかくを酒気

あり醤は米とあつかりこさよ酒気
有り醤は米とあつかりこさよ酒気
有り醤は米とあつかりこさよ酒気
醤は初て此頃に初て醤を作り
終れるに用ひ久しくなりて酒気なることを
そこ醤と用れは強ゆるくなりて黄れはなりて用
にたすべつしてこの酒をこれを用ひる
醤油のごとく樽米と製さるる中醤の書にをのて作
るもかくなりくなれは酒と云へとこはりはこれ
ひきしと結ひくなれはこれの赤味なり
二十八日　屠蘇と合はへし
○醫林集要屠蘇方　大黄　山椒　桔梗　附桂　防風

各五分 烏頭 白朮 藁茭 各一分 右八味剉之絳囊に
入り清酒に井中に掛て元旦の夜取出し
囊ごと酒に浸し温め熱くこれを飲後
に囊を井中に入れ置て翌朝服す毎朝常瘧と
不瘧の気一
○又方 赤朮 桂心 各七分 五分 藁茭を少取て乾燥
本草綱目に陳延之小品方云藁茭方也
[illegible]
○又方 藁茭 各五分 烏頭 二分五分 蜀椒 桔梗 [illegible]
赤小豆十四枚 一二分 角刀 絳囊 [illegible]
[illegible] 赤朮八藁本ちり [illegible]
○又方 [illegible] 大黄 二分 桔梗 [illegible] 川椒 去皮各 白朮
[illegible]

[illegible] 各一分 烏頭 炮去皮府 呉茱萸 二分 防風 去芒 一両
○本朝屠蘇方 白朮 桔梗 山椒 防風 各一両 肉桂 五分
大黄 二分半
○白散方 白朮 桔梗 細辛 各一分
○渡嶂散方 麻黄 今去之 一分 山椒 細辛 防風 桔梗 乾薑
白朮 肉桂 各五分 已上三方典薬頭丹波安信濃守也
○正月ちり縄と絳り清酒に用これ
去法 元日 修下文詳 [illegible]
晦日 又法 [illegible] 清酒 [illegible] 信濃守より [illegible] と用也
[illegible] 後 [illegible]
長親藏乃[illegible] 人ハ正月親藏の

注て賣すべし

○屋中及宅中を掃除し門松とたて戸上り
洞連繩を卷べし　門松は明日に成て立べし
門松は元日の朝立べし

○今夜を除夕といふ又除夕ともいふ　年内の貴賤
共に注連を張べし　雑服とも混合と生魚
乃垂鯨などを多くこれを混合と食し中酒へ奴婢
なども入て盃を重ねぐして酒を飲て歌謡し
酒をいとくしとまちて新を設べし
閑雪の風生花よりいとく藻花無甚生花紙幼聚飲紙

頭の数得之今案ずるに一年内終られ
ぬるを事なり又佛書に今夜方化人の
為めにまつ〻まぐとあり如是經に又云
とも注屋内に仏前に供用をべしとあり
○今夜は床敷に及寢ずして竈に香を焼く
陸宣公集勅湯薬又外方に焼と焼一昌の
所に焼と焼一燈を点ず廣野多く焼く中世
以来湯薬と助へ　又文を散ん氣と和歌に
出べく下人と雪ぐるなれ怒と称して氣と傷
事なり生氏解して祓と懐よる事なり生涯懐

花ばくしゝ人〻と月令廣義の見えたり

○今年中一家に用ひまと西瓜菓と今年中疫

熱ハ疫氣と西瓜と四時蓂莢に見えたり又今年蓂

本と多く熱ハ疫蓂と通して違事なしとあり

○俗に流行今年儀五とゝ（儀五とゝの義ハ若人仕ること）

熱中ハ退儀を十二月晦日の夕に見えたり

金吾家祝進儀と行はれ今年をば事とかゝれ

と狂言にとゝして西鬼と名せるの世後問答

さゝひも西鬼乃根仏をゝ流行を熱中ハ

海鼠寮さひをんとよりて上にいひ出を地の位月

ありく世ゝ乃ゝ事のゝ西とをゝくゝ

ひことゝのゝく問義に見えたりとまるゝあり又服

上人なゝ市殿のゝくゝ桃乃引葉乃矢みく

いくゝゝ出るくゝとうくゝ行ゝ高ゝゝて鬼とゝ

らゝるくゝまれるゝや出てゝり（桃を流ゝり後日年紀に）

建武年間蓂莢三年一天下伝国疫疫百姓多死

故俗素大儀すゝ作りこれをのゝくゝ又鞠ゝの

奥信濃の名御喜蓂池の名ゝ方ゝ此宮ゝ

蓂莢出ゝて二郎乃鬼ゝく都ゝいろゝ（跳）

流ゝ乃ゝぎゝゝるゝとゝくゝるゝ此彩高ゝ多乃

帝ゝに奏ゝくれハ法ゝ高ゝ作ゝくゝ出ゝ九ゝ

乃抽とゝりて方ゝ乃宮と射ゝ三石三斗此ゝと

いふく鬼ハ同くとうらしより埃嚢抄に志るし
侍るも孫綽の妄従まり折る所謂の役をも
ふれも此をかしそりんを口打これハやとぬされハ
儺ハ疫をおいやるよりてまり九文銭乃やうなるまたも
周禮孔氏礼記月令なとのいてうそれより後世しハ
後漢志に志るさひていふなり張衡文選乃説
衛宏東京賦に詳なり又此夜赤丸五穀をまし
ろうきやすくす後漢書乃注に見えたり五穀乃
中に豆を用るハ今囲炉に豆をうつも如く悪鬼風に
や
おにやらひとハ鬼を打払ひ事故なり源氏物語にあやしきと侍るも
儺をやらはしいふなりおにやらひとハ追儺とかくこれなり

きこえりてぬ人ハまるに大に角ありて佛書にいふ夜叉のごとくお
そろしき形を抱なりとかかれたり是又後漢に此字
と形なり陰陽乃鬼形とさして是り陰邪乃氣を逐ふ人
をとることハ拗なれハ是れとおいやるなり又陰陽ハ二分べし
なへき物なれハ鬱悒のわさらと見え陽を正しく陰を邪なり陽を
善なり陰を悪なり此春に陽と為る陰とやしむ道理なり
又囲炉豆をうつハ又鬼をおそして福をうちてまする
なり按るに古人乃説に陰茨れ豆と称さく
暗中作鬼抛擲斗是孩方鬼眼精と称これ
大豆を投て鬼乃眼をうらつそすことなり邪怪の
ためにするなりのつとめりて乃夜の鬼をと
鬼をくも畜を打らとも丸めさとぬさそやこまひ今云ん

○今夜いそしのかしら大蒜と打まさひるの悶臭ふう云

鬼乃人とくらんとをかなとあるとし 族
裏物に見えられこれ又高俊乃祝ある主ハ作業
をくらんとすることなしたる主作品なるしかるに
はれハ上ちの法をいとしてしかるに絵
こしの書よ 桃翁書籍屋 神帳 ちなこ作ることれ
の鬼と書ハく主ちのよしこれはその教ものこ
C屠蘇と今日より井の水に浸して 蓬ハ
薄荷商ハ薄荷乃絵よ
一 梅家酒を留 望春新年上製 呂地梅花
明日老梅 餅 和 歌 不 知 也

又 子 通 う 作 ハ
旅 仮 宅 梅 ハ 眠 客 ハ 何 事 都 湾 地 方 郷 今 日
思 千 里 秋 楽 明 朝 又 一 年

又 方 秋 歩 う
五 五 梅 紀 把 一 枝 砕 巵 帳 字 筆 春 来 須 臾 仮 色
此 年 事 留 色 者 一 作 閑

又 王 理 う
今 家 と 書 安 明 年 四 日 作 浸 一 枝 去 春 五
文 来 氣 色 六 中 没 寒 乾 暖 意 俗 風 老 人 不 見 已
黒 後 園 梅

古今集の哥題別樹

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

又 [illegible]

[illegible]

○[illegible]貌八形と圖きく枕の地名[illegible]と[illegible]て今の世俗よりもてなすもの[illegible]伝[illegible]貌也と義と[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

書に大儺乃附侲子といふ事あり 餘鬼と云ふを彼等の鬼と侍り
山海経ニ見せり されども鬼魅の事なし 鬼の象ハ魑魅乃
國魅によりて形似たるのみ 似たるハこれを合ふといふ
ことわりなる事 其身の如く凡世俗の人、畫く所の鬼形の
と想ふは一 そは此方に干(?)統方に借りて正しからず
かくれなる者の形ならずかくあり 鬼の象ありて魍魎
乃事は更にいふに足らず 惑はされて巫覡の説にくるしむ
愚なるをかしむべし 形の様にいはるゝなるを云ふ
かの古人乃言に疑人の酒宴に養ふを設く
くの俗にいふこそげなきなり

凡事物の鬼 貝原先生

乃鬼衆の類(?)の豪傑の形乃人鬼の戯れ 鬼の形の相のまま 鬼の眼の米粒(?)
(夜鬼の類・鬼形の奇怪の形 鬼の形を作るより)
○又も夜叉と書く 獰乃耳に鬼すあり これ鍾馗
の道の神(?)に鬼を作る事やといふ人を付出して刑欲
に鬼を作るハ世俗の画にも多くあるバ形なれり とも撥く衆
鬼の乃てのとこひねびの名はなりとそろハ事しと
人の知りし是の俗人のかくいはれ鬼ゑ人しかる婦人
女子乃たいはきれ難しくてまじる人のやまはるはず
○世俗に云ふ夢を見る形の人居むれる くる虎撥のくを
よぶ来る者に鬼の羅乃人形を出してはせの
さまへ形調とのべとりに鬼の呼ぶ事にとす山の郷

故堂の部多し部

これらの婦人女子の死して大まの

一、さ事ども有ること凡世俗より虎そして男女とのゝ年

数よりしく 正実 有りしいくばくなる生涯しむ

年一ありし年ゝのあらん方人あるひハ神ゝつのり伝

ふ名てる氏実とまぬ人事としむ俗巫乃

ことをぐられと章として民乃城をつくむ

事ども伝ふれとし事ハ筆八書て足伝

日本の四記ふをたるとまいむしそるハ沙法ふる

アヽ一ゝ仏四伝ふ大昆氏年安寛 新事ども

大昆氏年ゝ七歳より九歳と加へ六千一歳より

まくと出り七歳十六歳二千出歳三十四歳宅千

三歳出千二歳六千一歳ちり九歳と加ふ九

老湯氏数なり湯拾れいるゝ人ゝ家ふれ伝ふり

法ふ月ふ六ふれ年毒事とゆ人ふ

まと出ハ神の年出事とせて出ふ法り

数ふと法ふ氏虎年の事ふ法ふ氏事

伝ハ法ふ氏釋ふ人ゝ出ハ弟の紙とはふ

善とふ一西とふけば神のつりふ実をまぬる

ヘ一ゝ文乃行とハ法ふ一まぬて法ふ弥佛ふ

或奇人ひとりに拙ぶる世をとしうとくとなる人
乃命孤獨をこれ天命なりいかなるものぞ八ひ
とまぬるまでの人やこれ危年と思ふ事なかれ
かまへて作まうしひんかんくさくまつ人こそ
ものこゝろえみむ乃後世三の成れ日と臘日と号し
ひは邪とまつり又吉れ聖賢民を功ある人とまつる
より漢業儀をこゝろうつ又正朔定典に臘八先
祖とまつり蜡を百邪とまつる同じて民を安とまつり
ゆえ大意三千日乃百今世伝る意の事に称すひ
乃ち食拙茅拙茅と製する拙りを記す

○鮭薑と製する法　母薑と宝代年のあれ二七日
都ほぼ日浸して取あげ皮と去日干野へ
○山茱とうらく婢べし法　ふ比ふあくりたる
年久しき蕎麦と共ふし和刀して皮と去切へぶ
て米粉とまぶりひけ系よつぬき法乾す鉄を
○糖米と粳米と海米と製する法　一日ある漬し
一日い拉すぬひとるる七次許久しく浸せい米氣
ぬきとあ〻糖米い米して煮糊ち粳米い飯
ら粥として病人ち風れ八泄痢とぞ勝胃と海

てん脳よりづまる法

○教米と称するもの法　教米と多く脳水に浸す日
浸し蒸籠にて蒸し曝乾して瓶に入れ貯へ置き用
る時熱湯に浸し直ちに速やかに絞りたる粉にして胸腹に
布塞ぎ苦痛なり強き人は腹に貼すべし
○糯米と粉と和して法　上白糯米と粉と
とく脳水に浸し毎日多く少し二三日を経て石
臼にとり浸して布に米と麻しみとをいれて
いくたびも石臼にて麻して丸とする

あさの桶に入れて水を一杯注ぎ清みたる去りて
毎日水を換へ水を注ぎ三日を経て後搾布
の袋に入れ布と入れて多く袋に入れ多くれい
水にとり出す仕方　多く袋に入れ多くれい
水を去る　又袋に入れ多くれいつく去りて
去りて袋より出してさらして日の和して
時又こまかにして陰干にして乾して壺
に入れて乾して乾の風にあてて用ゆる
くこはく飼ふ　熱湯に投じて後水に浸して
食べ米粥にして食べ又赤豆の煮て

くゝたるとうけく食は甚美なり性滋潤を
こゝめ脾胃を補ふ赤豆を粉にして再煮て用へし但宿
食氣滯あるものは用ゆべからず
○赤小豆と名づくるは　赤小豆と字をかくなり考るに
もろくくゝたるものを入こゝして赤色なる故に牧豆へ
年を経久しくして牛角に換ずるは異月に復例の
色を用てもとのごとくなる卯時に用やすいと著す
○臘水ふくれ粥と紫大豆を知て二三日前に清水
よりれ又二三日ありて煮て上に浮る米粉と削
ちくく又臘あらん八三度一煮て熱湯に入

搦て常に用ゆるかゝて湯のかゝて温くなるを雜
煮とし或は久しくこゝて取出し熱湯に浸して米
豆粉と云ふ塞若久しくとゝいて四月中に二三度一度水
を換へし二月より毎日あと吹へし上よりつきて
米粉と去れい復換し奥あり
○臘あるして赤豆と知るへし久しくして換ずれ
赤豆大豆と考るに大豆は石に水を石臼に入
物食の後よりは赤あるまて炊とくこゝて後八炊
りくこゝ次第にみたるまて釜に入て煮ること能はあて氣

八月に成熟するなり味甘美なり
能に応ず熟して有り
赤豆一白豆よりよく腫れたれば法ふくれ腫れより明朝
まで煮て豆を用ひ粉いかのもちやうにこねて
如血豆れい粉と功とを多く不費して能熟し
豆汁不潔して性全く味美なり豆腐と
くたさるよく熟せり
てくすしめんとされいは大豆を用ひぬの
二三年粒ア
蒸れい味極美
○白米粥乃粥法　大豆を石臼にて去皮粉
蒸して熟して上白乃米麹を石五升或石入塩三升
合くよくくうとつき桶に詰め至三十日ならば色
用の味極く甘く色白し
○五升米粥と粥する法　大豆一升麹一升酒糟一升
米糠一升塩一升右一つにつき合するなりぬかいりて
よしは米粥性極く腐敗しやすし腐人を用てよ
魚肉米と煮て煮るよし
○ぬかこと粥とする法　米のぬかとあらてかくこね
弱みて能して熟したる時火とたきまてそのまま
至翌日多つきうる時有かしぬか一石に塩一升米

并醤油のうとと入白まく絞つきまぜ入上げ温氣
乃強うちとさまし瓶みくも綿にてもはめまぜと
たくく至来年正月まで入置べし又白まへつきてもの
置て入置べし
○又法　ぬうとあたにかくこと大きあれ常の内
に漬かたまるべしうとあ瓶にても綿はくも入置十
日許とへてかうしかあ方漬白まくつきく
ときあと塩とふく白まくはき合せたれを瓶に
てを綿はくを置へと分置まり塩いるめてよき
くもんなしへ方れ方法を久しきとへて味変せれ

奥かれ良法なり豚中に氣滞つよ食滞しうて
病人に用へし
○唐鬼と塩淹する法　唐鬼皮毛とぬきまて
腸と去洗ひす毛焼せれまく豚と塩とてい入
又はうりを漬行みまく塩と多くこと入又郁みと塩と
よく付置とつきとてりよ紙合せさうきれはうて
一枚とけい塩ゆきとうあり平張紙よつてこそとと
苞とつきて法うさけ置べし張紙れ塩淹法共
○塩海鰌乃法　海鰌と鮮法ようう塩と多くはを
損よ入きしめの切ふる法丸とく一枚とをきあくと

合せ一ぱいにひたして能かきまはしとくとまぜ
又薦(こも)に包てそのうへをよし此時も右のごとくにして
こもハ包縄(かけ)をよくよく巻てつりかけて一月ほどに至
よく打返して塩水に能洗て時つりて十一至
へし或赤土にて塗(ぬり)て置もよし
○魚の麹漬(かうじづけ)の法　魚の肉に塩を能まぶし以上
一日一夜置　麹ハ漬の前に三枚程を塩に浸至 一切よく漉されハ揉しかへし 其後取出し
よくよく塩を洗去紙をもつて水氣をぬぐひ麹に塩
加へよくまぜて鍋に塩を用ゆ魚の塩加減ハ
多く浸して塩を出すまで魚を麹に漬るなり

をりもとみぎの方へしかりとかさねての通りにきざみ
又あつく縄或ハ竹のすだれにまいてよくしぼる方ハ
其上風引たる様ハ粕揉せされハ魚を揉せず
其鯛を二枚に用てよくしたる時ハ粕にて漬ハ酒或
塩水を加へやはらけるよし
○鮭(さけ)鯡(にしん)等ハ塩引とする法　大きに切て其骨を去酒に
浸さハそのまゝ入てなかにぬかを入へし又を漬
水むきハ屋下につりさげ置てよし或縄にてつるその
よきところにつり置もよし此に漬せハ梅酢に浸ひ出る
○蕪(かぶ)大根をつくる法　中ニ十月初日蕗(ふき)蕾の皮を剥さり

根の事なき小縄の両方の穴をあけ小縄を貫くべし
風雨霜雪をとをさるべし日数如ようけ重て大きの
物ほどまて元三本日きそよさしく三寸長ほど日数久て
成れ行くてぬ事ほどべようけく重へしひくく酒
あへ和ちをしてして風味喜佳
○胡蒜煎　乃つけ物と蒜汁へしを法胡蒜煎の
大たりと為しを能洗二三日日なかり失ぬうちそよ
つき細末ちをしく味をそに改漬てすし初り
をそしつこれい味蒜しして強しく久しくをそす
平蒜をそをつけもしてす

人乃生魚よりも菓子の菓子及と始そるく人なりて元と
組すれい口香とたらう及りやう共人すい菓子及と数片
に切さりて鰹節をれい毒素のりかくれしくしてを拵之
湯と数度泡をれい毒素のりかくれしくしてを拵之
う世及歯墨と又拵れしく元菓子と泡をるるい熱湯
乃絞をあるく生魚をひをえて後元なりけ又熱湯と
入へしめけせをれい毒さをす
菓子の雪水と酢要へし雪水お敷乃糟英臘月を元と
拵め毒と入るる事なるの物の中にるをを元
始ひ風雨不假をしに入へし元臘雪水の功用甚大く

然一切の熱病疫及瘧疾瘡癤等ハ酒毒邪酒時疫と
治し日疾といやしこれとハ酒と飲り酒と他れ人味
甘美にして久く湿気と成て解肉と浸せハ五月を按
せ次又又穀百果菜蔬乃種子と浸せハ実多くして
豊と生ず其日にくさす蟲て云高の疫疫流病
と治むと月令廣義ニハ孟春ニハ云ハく臘雪水を
含蔵とのりて蓄く其掬搾をとれハ不黴
臘月ニハ麻の花ハ香油と煮て蒸すを用ハ強壮不入高月
菓に用て邪効ありり婦人の弱ハれハ髪を黒くなりて
丸紙生せず多く蒸く納菓の用ニハ飲食菓物

これと用く功他油ニ倍ハ又臘月の麻花ハ
明て膏菓ニハ含すハ〳〵と月令廣義ニハ云
元刃創疾戦者ハ〳〵ハ十月より正月まてのあいだ
柳の枝と切て立春ハ〳〵ハ地ハ揮ハ結ハ〳〵て根と生ず
此月忍冬花と納蜜ハ〳〵これと五月善れとく魔
てのめハ癲癇と病す
冬月甚寒して霜雪の若い春ハ〳〵ハ多冷て強死
或冬月ハ五月ハ霜ハ〳〵ハ海死ハ〳〵ハ
微氣ハ〳〵ハ先ハ〳〵ハ冷気と服して常ハ〳〵ハ服

たる衣とをいくつかこれとつくりて米と物煎して袋に入れんとすと煎すべし米ひゆまは又他の袋に物煎して煎すべし或米とたきて竈のくすべ煎

と用ひてもよし

後或薑湯温酒粥をもとなへて用ひて効あり日用に氣同じく

と温ずべしてもとなへて保養すべし生ぬくもの

脚気すべし又雄黄焔硝等分と用て煎じ眼底に熱眼底に熱

熱眼底に熱志よりいとく十二月中ある物と食べるなかれ

数多の月令度義よりいとく猪肉猪肉生獣と食べるとこれ

ものもの猪肉より果菜と食べるなかれ悪と多食べる

物代筋骨と食事なかれ書籍書にいとく鬱と食べるなかれ

なかれ牛肉と食べるなかれ神と中

ふる物と食べるなかれ生冷と拾す洋蝦乃類と食べる

事なかれ三月八歳よりいとく冬月のこと草臥と食べ

一他月これと食べ八病と為す

損軒乃説の雑書の中に三月の食物禁忌を説

その多し毎月菓物と食べ八菓病と為す

りの物法湯水の物を飲べし保養を為べ

記す紀そうの古代方書にをいまこと記

さる物法中草にいまる載ざるものもれ多し考く

作すべく候とのよりまたれとも今迄書ゝ雑書共被
出をもつて義て人ゝ被聞ゝ候をもつて可有ハ
乃ち人ゝ撰くこれをもつて出のこ

十二月乃ち候弟一屋小郷弟二勝妃巣弟三雑妃熊
少ゝ九ゝ三候ゝ弟四雑妃乳弟五福多屋弟六
氷澤腰堅右大ゝ九ゝ三候ゝ

右一年十二月ゝ迄ゝ
七十二候ゝ

十二月屋敷ハ別数少ゝ六ゝ少ゝ異ゝ反歩大ゝ小ゝ与ゝ大
異ゝ反歩ゝ月令度ゝ

日本紀略記卷之七尾

附

都鄙祭事記

正月

元日　梦中御節会　○二日　東西市町松囃子　○四日
花多井原流鞠始　○七日　梦中御節会　餅面山矣
才天ゝ　茅橋川祓ゝ　○八日　十四ゝ迄七日御修法
○十日　西ゝ夷ゝ　○十三日　南都ゝ祭会　○十四日　十七
日ゝ迄ゝ勢ゝ山田師ゝ祓ゝ　○十ゝ日　賀茂爆竹　清水祭
地ゝ弁慶　河内国平ゝ岳御弼　紀伊国地ゝ杉囃子　○十六日
梦中御節会　梦　弥勒寺大祭　清水同魔堂会仏ゝ
○十七日　伶人ゝ舞ゝ庖丁　○十八日　梦中爆竹　十九日

八幡疫祭あり　廿五日より法花会　○廿三日東山長谷寺
修正会　○初寅　蠶子あり

二月

朔日　七日より南都西京北野同平野より二月堂行　○廿日
祈年祭　○七日　十四日より南都薬師の供　○九日　十五日より
少郎新田堂老子経法　○十日　少山麻苧寺祭　○十五日
涅槃会　堀城大徳松　寺祭　○国忌　○十六日　殿塔
○廿日　濃厚祭　○廿二日　天王寺伶人舞　○廿五日　法花
寺祭　少郎天神御正月　吉祥院中〻　施薬寺府天神祭　○
初午　大原祭　○初午　梅宮　北野寺蔵

清水　和泉国水分　○初午祭　○上巳　春日祭　○彼岸会

三月

三日　禁中闘鶏　住吉御神　石山祭　西京津祭　土佐
御神　○又日　一条寺祭　彼岸寺祭　○六日　一条寺
祭　今日より十五日まで堀流大師　○八日　泉涌寺開山
忌　○九日　少尾祭　泉涌寺開山忌辨の供　○十日　今宮
安楽祭　○十一日　吉野金峯武分花見　○十二日　今日より
日〻天台祖師降日　吉八王の　今日より十四日まで長谷寺大師
御教　○十四日　天王寺伶人舞　○十五日　法花
忌　東山永観堂　○十四日　天王寺伶人舞　○十五日　法花
武州角田川大念仏　○浅草大念仏　○十八日　宇佐祭

○十九日 [illegible]義[illegible]也分拭○廿日 東寺仁[illegible]弘法[illegible]
[illegible]龍安寺○中の午 午の日二ヶ度時ハ初の午なり 稲荷四[illegible]出 [illegible]
[illegible]佛[illegible] [illegible]摘 [illegible]

四月

朔日 江刑[illegible]麻[illegible]○二日三日 南都[illegible]の[illegible]○四日
[illegible]寺 [illegible]田寺○八日 灌佛 [illegible]戒壇堂[illegible]○
九日 [illegible]○十四日 [illegible]の法事○十六日三
井寺[illegible]寺○十七日 紀刑[illegible]寺 [illegible]
日[illegible]東照[illegible]寺 尾刑[illegible]古[illegible]○廿日 [illegible]
田[illegible]○廿一日 [illegible]○上卯 [illegible]寺

○上辰 八[illegible]寺○上巳 [illegible]寺 江刑[illegible]寺 [illegible]
○初申 大[illegible]寺 平野寺○初酉 松尾寺○初亥 [illegible]寺
○中子 [illegible]田寺○中卯 紀刑八幡寺○中辰 [illegible]日[illegible]寺
○中巳 [illegible]寺○中午 賀茂寺 江刑[illegible]の[illegible]寺○中
申 賀茂寺 [illegible]日[illegible]寺 [illegible]上寺○中酉 賀茂
[illegible]寺 松尾寺 [illegible]寺 [illegible]寺○中
亥 [illegible]

五月

朔日 賀茂[illegible]寺 [illegible]紀刑松[illegible]寺○[illegible]日賀茂[illegible]
[illegible]寺[illegible] 関の明[illegible]寺○七日 今[illegible]出○八日

[illegible]法会○十三日 惟州[illegible]○十五日 今度会○廿日
[illegible]○廿三日 奴[illegible]○廿八日 [illegible]
○晦日 紙業御願法

六月

朔日 廿七富士詣○二日 [illegible]の出開 始○五日
紙薗会始り初○七日 紙薗会 今日より十四日迄紙業
御願法○十四日 紙業会 尾州法華会 竹生詣
[illegible]○十六日尾州法華会 江戸山王会 [illegible]
[illegible]○十七日 [illegible]

会 [illegible]○十八日 紙業御願入○十九日 四条の[illegible]
[illegible]○廿日 [illegible]切○廿一日 [illegible]
○廿二日 大坂住吉会○廿三日 松尾祭[illegible]
明日会○廿四日 [illegible]千日法○廿五日 法華の出平
[illegible] 大坂天満祭 [illegible]○晦日 [illegible]月
[illegible] 住吉御祭 [illegible]

七月

朔日 [illegible]○六日 [illegible]○七日 [illegible]
壇燈籠 [illegible] [illegible]
[illegible]○八日 [illegible]○九日 [illegible]○十日 [illegible]

○十三日 十五日之夜ゟ雷鳴 ○十四日 禁市 雷鳴 ○十五日 八幡宮長の祭 三年ぶり 女踊 黄梁施餓鬼 今日より明日と宮殿山石勅会日 十七日ゟ泉涌寺塔頭一死帳 ○十六日ゟ大雨 寺山大の字 松の焼跡の字 西の字 西の字 松の字 松の病気自然ゟ 九の字仏ゟ 五百元之時ゟ今日まで

勢州富田津と入 ○十七日 素麺喜日 ○十八日御蓮 ゟ御出 ○廿日 地蔵祭 ○廿日 御別願文踊

八月

朔日 禁市 ゟ方ゟ御写 松尾社樽 和泉国ゟ村祭明日まで ○二日 堺天神祭 ○四日 小野天神祭 鞍馬

敦賀氣比宮祭 ○又日 江州白鬚一死帳 山門ゟ下山 ○十五日 御下八幡祭 若宮八幡祭 畑枝祭 八幡敬生会 ゟ方ゟ水宮祭 七坂江川ゟ花火 度会月見 江戸深川八幡祭 長門宮海祭 箱崎宮祭 ○十八日 御蓮祭 ○廿二日 摩津ゟ大仏 ○廿四日 吉田祭 ○彼岸一番

九月

四日 小野祭 本幡祭 ○八日 泉涌寺本利会 ○九日 鞍馬祭 七福神祭 硫黄御免 伏見御番交代 大坂生玉祭 流灌 ゟ良大明神祭 肥後の七海流灌明神祭 ○十日 下賀茂祭

大津宮修造奉 五條天神奉 [illegible] 伊勢国の奉 伊勢国奉 [illegible]
○十一日 伊勢国幣 常陸国 吉田社 伊勢神宮 [illegible] 奉 ○十二日
左奉 奉 ○十三日 白川奉 ○十五日 宗金奉 梨田口奉 [illegible] 奉
[illegible] 三年三度 [illegible] 河内 [illegible] 奉 [illegible] 小倉奉 ○十三日 奉
山[illegible]奉 [illegible]奉 ○十七日 [illegible] 別 池田吳服濱 [illegible] ○廿 下奉
宮女奉 [illegible]奉 作田奉 建仁寺門 [illegible] 奉 [illegible]
の臣 ○廿二日 大阪[illegible]奉 [illegible]流奉 ○廿三日 左奉 ○廿四日 [illegible] 奉
本願奉 [illegible] 麻[illegible]奉 [illegible] 別 [illegible] ○廿五日 天[illegible]流 [illegible]
田奉 ○廿六日 [illegible] 別 [illegible] ○廿七日 [illegible] 別 [illegible] ○廿八日 [illegible] 大阪[illegible]
五[illegible]奉 ○廿九日 [illegible] 奉 ○[illegible] [illegible] 奉

十月

又日 [illegible] 遊[illegible] 寺[illegible] ○十日 [illegible] 寺十[illegible] ○六日 [illegible]
寺[illegible] ○十日 [illegible] 泉奉 十[illegible] [illegible] ○十
三日 日蓮宗[illegible] ○十四日 [illegible] 別 [illegible] 今[illegible]
[illegible] ○十六日 [illegible] 寺[illegible] ○十七日 [illegible] ○廿日 江
[illegible] 商人[illegible] [illegible] 土[illegible] [illegible] 奉 [illegible] 大[illegible]

十一月

八日 [illegible] 稲荷社の奉 ○十三日 [illegible] ○廿二日 一[illegible]
[illegible] 大師講 [illegible] ○廿[illegible] 廿八日 [illegible]
[illegible] ○初申 大文[illegible] ○廿[illegible] [illegible]

十二月

十五日　八幡宮祭　○廿二日　大佛寺ニ参ル　○十九日　井戸ヲ
掘る　○小佛名種　○晦日　紙業を名りうけ　其ものゝ友家所
乃祭す　○節分　文保天祭事　吉田家
式部卿殿の大祭主信ゝ殿ゝ代ゝ殿と共ゝ殿ゝ
参詣　唐流れ知ゝれい呂史作ゝ　ゆゝうどこゝう
ゆゝるのゝ

牡鹿郡事記抄

皆貞享五季戊辰三月上澣　雒陽書肆日新堂壽梓

禁中御門跡方御大名方乃訳
放寅詞遠手習乃招面信偽
授并小倉百番俳欲連俳仕模様
絵猿方古札徳方式唐音偽授
立花生花茶湯式箏琴
絵様師匠乃ゝ見ゝ見ゝ生ゝ
本ゝ人ゝ名ゝ

知恵抗　全三冊

世界に手爽なる事の奇妙に
仏易く徳ゝ仕模并料理方
ゝゝしきゝゝ方ゝ

妙方ゝ薬病を治ゝるゝ神の
おゝく奇妙の功験あゝ形ゝ
ゝるゝ医師ゝ
効ゝ
ゝ

神仏奇妙
風の病を止め子孫を官位に昇
不孝ゝ子ゝ孝ゝ
等ゝ退ゝ
其ゝ外ゝ

大坂心斎橋南ゝ丁目
吉文字屋市兵衛